

山形県は、女性の賃金向上のため、女性非正規雇用労働者の所得向上を支援します。

☑ 賃金向上推進事業支援金 (賃金アップコース)

令和5年度
拡充しました!



事業所内の非正規雇用労働者の所定労働時間1時間あたりの賃金(時給)を50円以上増額改定した場合に支援金を支給します。

支給額

5万円/人

拡充

(1事業者あたりの支給上限額) 予算の範囲内での支給となりますので御了承ください。

業種等	上限額	
製造業、社会福祉法人	20人まで	100万円
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	10人まで	50万円
その他	5人まで	25万円

対象事業者 山形県内の中小企業等又は社会福祉法人

支給の要件

- 令和5年4月1日から令和6年1月31日の間に事業所内の非正規雇用労働者の時給を1回当たりの改定で50円以上増額
- 増額改定後1か月以上継続して雇用
- 本社及び対象事業所又は法人本部及び対象施設等が山形労働局管内の雇用保険適用事業所

対象労働者

- 50歳未満の女性非正規雇用労働者(申請日時点)
- 山形県内の事業所に勤務し、山形県内に住所がある
- 事業者、事業所及び法人の代表者又は取締役等の3親等以内の親族でない

※国の「業務改善助成金」との併給はできません

裏面もご確認ください



(申請期限) 予算がなくなり次第終了となりますので、御了承ください。

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの改定 **令和5年11月6日(月) 必着**

令和5年10月1日から令和6年1月31日までの改定 **令和6年3月4日(月) 必着**

＜お問合せ先＞

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室

電話 023-630-3245

FAX 023-630-2376

詳しくは県ホームページ

山形県 賃金向上推進事業

検索

(提出書類)

- * 山形県賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）支給申請書（様式第1号）
- * 支給対象労働者の内訳（様式第1号-1）
- * 増額改定前・後それぞれの労働条件通知書又はそれに準ずる書類の写し
- * 増額改定前・後それぞれ1か月の出勤簿（タイムカード等）
- * 増額改定前1か月・改定後1か月分の記載がある賃金台帳の写し
- * 賃金増額確認書（賃金アップコース）（様式第2号）
- * 雇用保険適用事業所設置届又は労働保険概算・確定保険料申告書（直近）等の写し
- * 誓約書（様式第3号）
- * 通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが確認できるページ）